

国河調第16号
国河流第8号
平成18年3月30日

沖縄総合事務局開発建設部長
地方整備局等河川部長等
北海道開発局建設部長 あて

国土交通省河川局水政課水利調整室長
国土交通省河川局河川環境課流水管理室長

他の水利使用に従属する水利使用に係る許可処分の対象範囲について

河川からの取水が当初の水利使用（以下「主たる水利使用」という。）に完全に従属し、河川流量等に新たな影響を及ぼさない（以下「完全従属」という。）水利使用であっても、当初の水利使用の目的を達する時点までは、目的外取水を防止し、水利使用の秩序を保持する必要があることから、別途、新たな許可処分が必要となるが、平成15年4月に施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（平成14年6月7日法律第62号）により、電気事業者に対して、1000kw以下の水路式水力発電を含む新エネルギー等による電気の利用について販売電力量に応じ一定割合での導入を義務づけたことから、今後、比較的規模の小さな水力発電の水利使用の許可申請が増加する見通しである。

そこで、既に「他の水利使用に従属する水利使用に係る添付図書の省略等について」（平成17年3月28日付け国河調第18号・国河流第18号水利調整室長・流水管理室長通達）を発出し、水利使用許可手続の簡素化・迅速化を促したところであるが、これに加え、今回、主たる水利使用に完全従属する水利使用に係る許可処分の対象範囲についても、下記のとおり、明確に示すこととした。これらの取組により、主たる水利使用に完全従属する水利使用に係る許可、審査の一層の円滑化を図られたい。

なお、当分の間、この通達（通知）により行うこととし、疑義が生じた場合は、あらかじめ本職に相談し、調整を図ることとされたい。

記

主たる水利使用の目的等		当初の水利使用の目的を達する時点	備 考
かんがい		受益地の末端の田畑への配水時点	用水路の機能を有している水路において水を使用する場合は流水占用の許可は必要であるが、排水路のみの機能を有している水路において水を使用する場合は流水占用の許可は不要
上 水		※1 水の浄化作業に入る時点	浄化される前の水を使用する場合は流水占用の許可は必要であるが、浄化された水を使用する場合は流水占用の許可は不要
工 水	工業用水道事業者の場合	当該工業用水道事業者が所有する送水管等の外部に供給される時点	工業用水道事業者（地方公共団体等）の施設等内にある水を利用する場合は流水占用の許可は必要であるが、当該の工業用水道事業者から配水を受ける者の水を使用する施設等に供給された水を利用する場合は流水占用の許可は不要
	特定の企業等の場合	※2 水を利用するとして施設等の内部に移る時点	水を利用するとして施設等に收容される前の水を使用する場合は流水占用の許可が必要であるが、水を利用するとして施設等に收容された後の水を使用する場合は流水占用の許可は不要

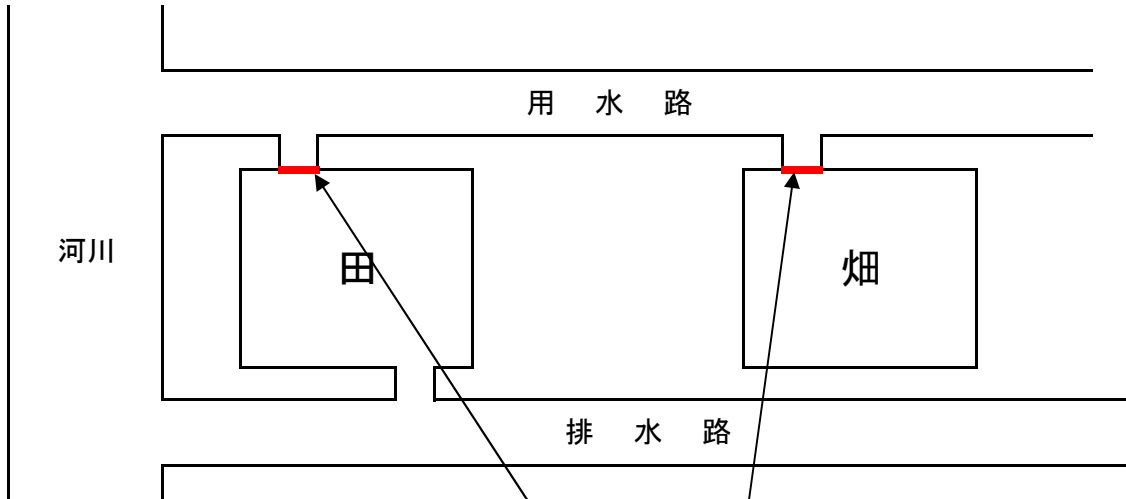
なお、（独）水資源機構が管理している導水管などで送水している場合についても、上記の整理に従い、各使用目的別に許可処分の要否を判断することとする。

※1 「水の浄化作業」とは、例えば、薬品やバクテリア等により、水を浄化する過程で、当該浄化のために費用投下がなされる段階を指す。

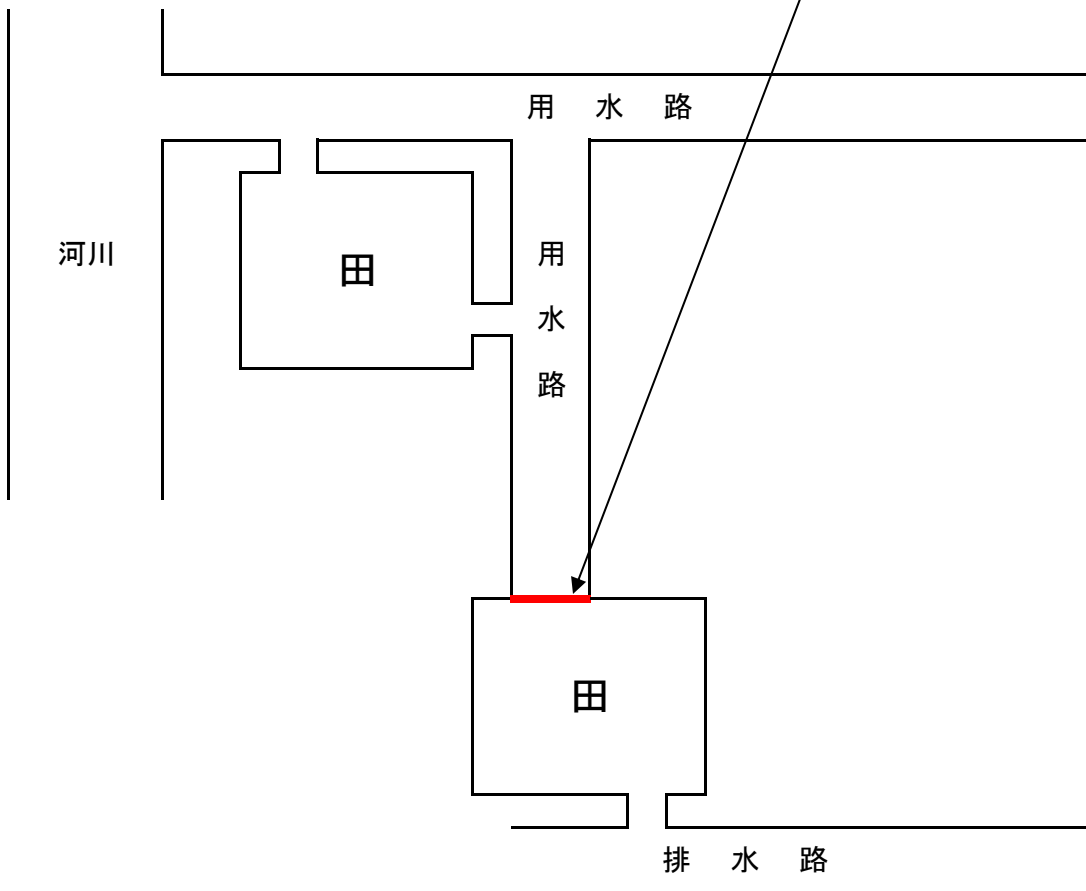
※2 「水を利用するとして施設等」とは、例えば、特定企業等の工場敷地内において、冷却水、洗浄水等として、実際に水を使用する施設、ビール、飲料水等の原水を精製する浄化施設を指す。

かんがいの場合

例1



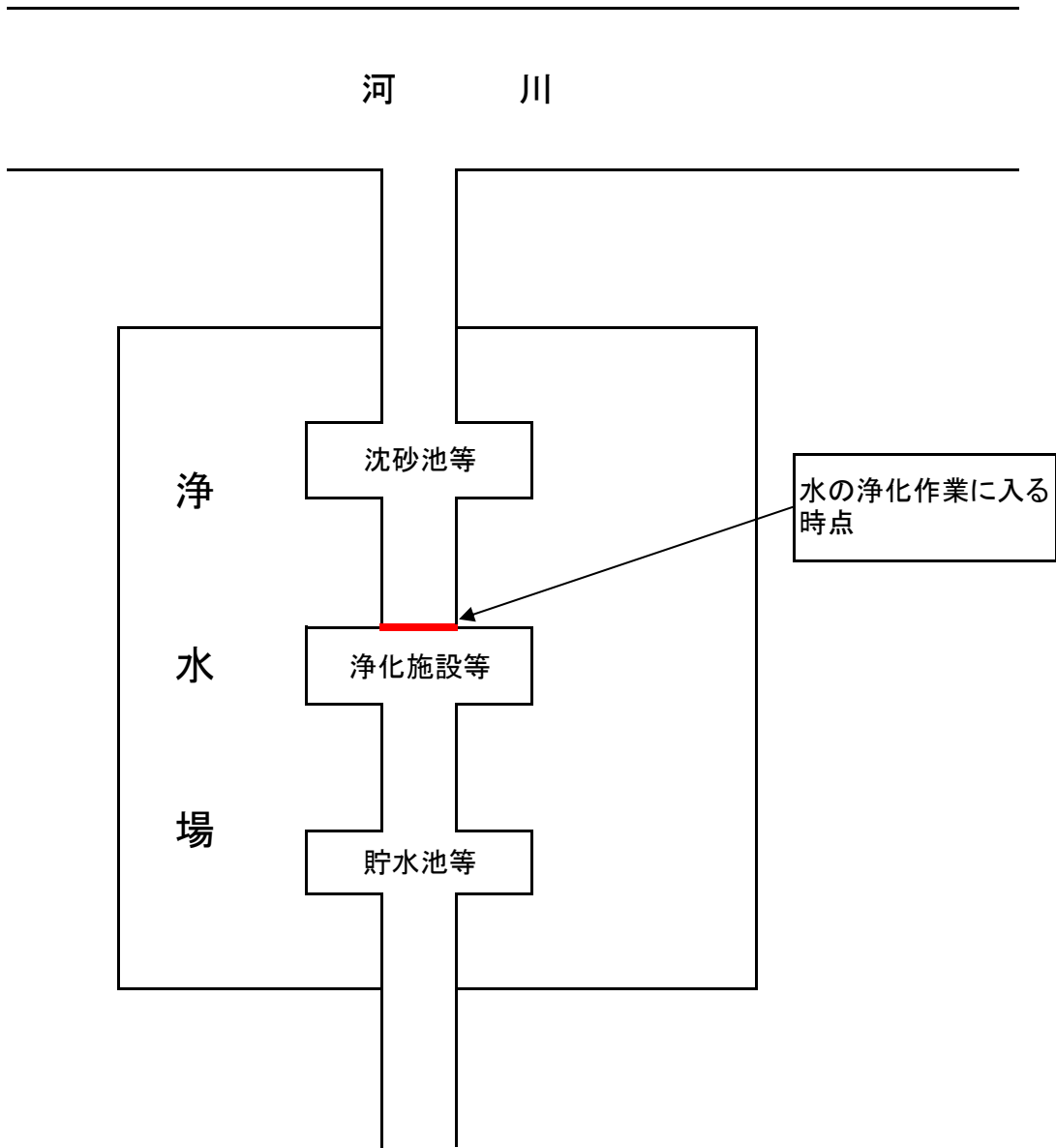
例2



受益地の末端の田畑への配水時点

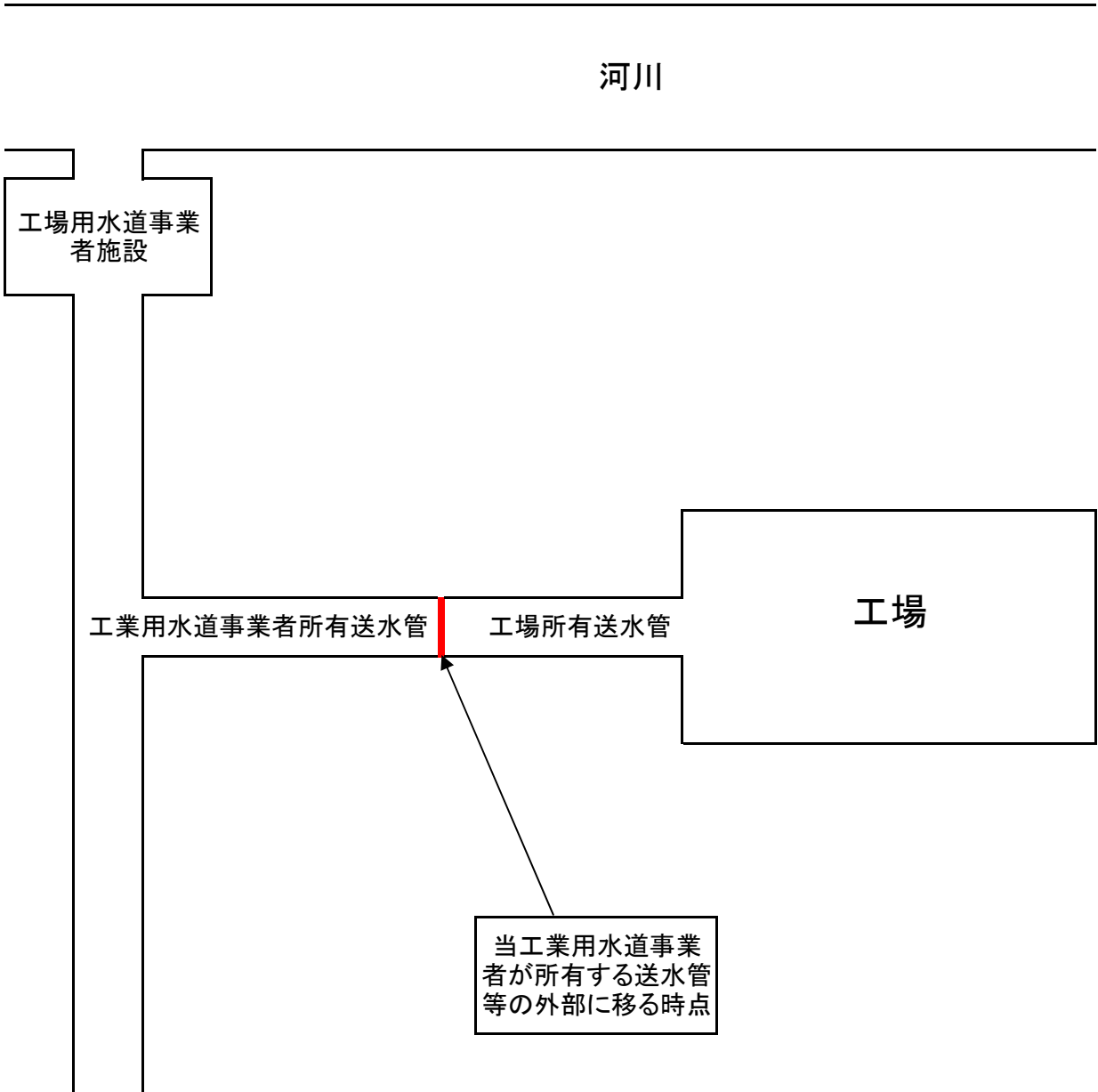
上水の場合

例



工水の場合 (工業用水道事業者の場合)

例



工水の場合 (特定の企業等の場合)

例

